

東京都年金受給者協会 会員の皆様へ

<団体傷害保険>のご案内

(団体総合生活補償保険)

～ 満 79 才までご加入できます ～

- ① 会員様本人とその配偶者の方が加入できます。加入年齢は 79 才までです。(80 才で終了)
- ② 天災(地震・噴火・津波)によるケガの場合も下記内容の補償をします。(天災補償特約セット)
- ③ ケガの入院・通院は 1 日目から補償の対象になります。
- ④ 他人から受託した物の損害賠償責任を補償します。
- ⑤ 病気は対象外です。

補償内容

■ A、B、C の 3 タイプのいずれか 1 タイプをご選択ください。

タイプ	A タイプ	B タイプ	C タイプ
【傷害死亡保険金額】 ※後遺障害は対象外	300 万円	300 万円	300 万円
【傷害入院保険金/日額】 (支払限度日数：60日)	3,000 円	3,000 円	3,000 円
傷害手術保険金	入院中：傷害入院保険金日額の 10 倍 入院中以外：傷害入院保険金日額の 5 倍		
【傷害通院保険金/日額】 (支払限度日数：30日)	1,000 円	1,500 円	2,000 円
【個人賠償責任危険保険金額】 (免責金額：0円)	5,000 万円	5,000 万円	5,000 万円
【受託物賠償責任保険金額】 (免責金額：5,000 円)	10 万円	10 万円	10 万円

支払対象期間： 60日(入院) 180日(通院) 免責日額0円(入院・通院)

- 保険期間 平成 31 年 7 月 1 日午後 4 時までです。
- 上記は職種別 A(無職・主婦・事務員等)の方の保険料です。それ以外の職業の方はお問合わせください。
- 職種別についての詳細は「団体傷害保険のご案内」パンフレットをご確認ください。
- 保険料については、各個人の口座からの引き落としとなります。(引き落とし手続きが必要です。)
- ご加入者のお住まいの都道府県は、「東京都」「埼玉県」「神奈川県」「千葉県」「茨城県」「栃木県」「群馬県」「山梨県」とします。

●この団体傷害保険は、申込期日以降も途中加入することが可能です。
下記通話無料ダイヤルまでお気軽にお問合わせください

一時払保険料

年齢・性別にかかわらず同一保険料です。

<<一時払保険料>>	A タイプ	B タイプ	C タイプ
《年間保険料》団体割引5%適用	8,100 円	9,240 円	10,380 円

*このご案内は「団体総合生活補償保険」の概要についてご紹介したものです。
ご確認にあたっては、必ず「東京都年金受給者協会『団体傷害保険のご案内』パンフレット」
「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご確認ください。
また、過去の事故歴などから、お引受けをお断りする場合がございます。

【資料ご請求・お問合わせ先】 東京都年金受給者協会 担当代理店：インケア株式会社
通話無料ダイヤル 0120-86-7711 平日：9時～17時(携帯電話可)

<取扱代理店> インケア株式会社 〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町8-1 ヤマタネ箱崎ビル6F TEL.03-3660-7711
<引受保険会社> あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京中央支店 東京中央第二支店 TEL.03-3242-7172